

平成 25 年 6 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0430第3号」により、下記項目につき検体検査実施料が平成25年5月1日より新規適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。
取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。 敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
HPV 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)	360 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査の 「5」	ア.HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)は、 区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検 査の「5」HPV核酸検出の所定点数に準じ て算定する。 イ.当該検査は、本区分「5」のHPV核酸検出 の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ 算定できる。 ウ.当該検査は、予め行われた細胞診の結果、ベ セスタ分類上ASC-US(意義不明異型扁平 上皮)と判定された患者に対して行った場合 に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実 施した場合は算定できない。 エ.当該検査をHPV核酸検出と併せて実施し た場合は、主たるもの1つに限り算定する。

■適用条件が追加された検査項目

下線部：今回追記の箇所

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
HPV核酸検出	360 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 の「5」	ア.「5」のHPV核酸検出は、予め行われた細 胞診の結果、ベセスタ分類上ASC-US(意 義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対 して行った場合に限り算定できる。なお、細 胞診と同時に実施した場合は算定できない。 <u>イ.当該検査をHPV核酸検出(簡易ジェノタイ プ判定)と併せて実施した場合は、主たるもの 1つに限り算定する。</u>

HPV核酸検出の施設基準

第18の2 HPV核酸検出

1 HPV核酸検出に関する施設基準

- (1)産婦人科の経験を5年以上有している医師が配置されていること。
- (2)当該保険医療機関が産婦人科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されて
いること

厚生労働省「特掲診療科の施設基準等」より抜粋

※算定に当たっては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等への届出
が必要です。 以上